

2026 年 度 事 業 計 画 書

自 2026 年 4 月 1 日
至 2027 年 3 月 31 日

I.時代の变化と共に「存在意義」を問い続ける

1. 会員の皆様にご理解いただける「存在意義」を実現するため、今期もより強い意志をもって着実に行動していく。

日本家具産業振興会の各会員にとっての「存在意義」を、現地の企業や組合を直接訪問し聴き取りを行う。

当会は、誰のために「存在」し、何を為すべき「存在」なのか。ご指摘を受けた課題や要望に対し、理事会で審議し行動内容を決定した。今後は会員とその先にいる生活者にとって有益なことを着実に実践していくことを使命とする。

2. 各産地やメーカーを訪問し、生の声は今後も聴いていく（変化の激しい時代に応じ、何が課題で、何を為すべきか、スピードをもって行動していく）。

全国の主要産地やメーカーへ事務局が中心となって直接訪問し、現場の社長をはじめ社員の皆様方から生の声をお聴かせいただき、その声を理事会に報告し、全理事で考えて解決策を見出し、改善行動をしていく。

II. 環境・安全・表示事業

1. 国産家具表示

- (1) 認定審査および更新審査の実施

- (2) 認定業者を増やす策、ユーザーへの浸透度を図る策

国産家具の認定事業者数が伸びていない現状を鑑み、過去にユーザーおよび認業者へアンケート調査を実施した。

その結果からユーザーへのベネフィット感、企業には取り扱うメリット感を与えることが出来ていない。出来る事として、本年度も必要とする企業様へポスターやポップスタンドを全国の主要メーカーショールームや販売代理店に配布する。また、ユーザーへ国産家具商品の高品質（デザイン・製法・各メーカーのこだわり等）の告知活動を多方面から断続的に実施していく。

- (3) 表示対策委員が中心となって認定事業者の所在地を訪問し、申請書通りの製造過程および管理状態になっているか確認する。同時に、事業者の家具製造全般業務の課題等につき、一緒になって考え対策を練り、国産家具のさらなる向上策を支援する。

2. 合法木材の普及・推進

改正クリーンウッド法（合法木材利用推進法）が施行された主旨を、会員、賛助会員、協議会会員へお伝えし、法改正された内容を周知していく。

また、合法木材活用に関する本会の取り組み紹介および他団体への協力・連携を図りながら、違法伐採ゼロに向けて指針を策定していく。

同時に、グリーン購入法と重なる部分もあり、関連省庁へ引き続き折衝し簡素化へ向け検討していただく。

これに関連し、海外における木材・木材製品に対する法令および合法性を証明していく手法は、課題を情報収集しながら対応策を担当省庁へ確認していく。

また、欧州委員会は、世界規模での森林破壊防止を目的とした規則を施行（森林破壊に関連し得る製品について、2020年12月31日より後に森林伐採等が行われていない土地で生産されたことをEU域内での上市（輸入含む）およびEUからの輸出の条件とし、その確認のためのデューディリジェンスの実施を求めている。ただ、欧州委員会は、関係国等の要請を踏まえ、この施行を2026年12月30日（中小企業のみ2027年6月30日）と再延期した。

3. 室内環境対策

F☆☆☆☆の原材料・副資材使用の呼びかけ、その他のVOC対策の検討、VOCに関する情報収集とこれに応じた「シックハウス対策指針」の作成を引き続き実施していく。

こちらの内容も、住居内においてはF☆☆☆☆で製造されている家具の標準化をめざし、経産省を通じて関連省庁へ働きかけを実施していく。

（関連省庁とは、厚労省…化学物質濃度、国交省…シックハウス）

4. 家具の性能指針

JIS改正に伴う「家具の性能指針」の改訂

5. 家具の安全配慮に関する新JIS規格策定への協力

6. 家具の転倒防止に関する取組の検討

7. 国産材活用への対応

(1) 国産材利用度を高めるための具体的行動

会員メーカーへ国産材をより多く活用していただくための啓蒙活動の実施を今後もしていく。

同時に、こちらの内容は社会課題としてのSDGsに取り組むことでもあり、国産材活用比率を高める活動をSDGs委員会が中心となり計画的に取り組んでいく。

(2) 国産材の活用への行政への積極的な協力

建築材が中心とはなるが、政府が木材自給率 50%以上を目指してしていろいろな対策を講じている。そのことにも鑑み、家具製造における国産材に関する情報・資料の収集、林野庁からの要請による国産材活用に関する調査、協力をしていく。

. SAFU 制度（PL 保険）の運営

会員組織として、PL 保険会員を 2025 年 4 月より設けた。

他保険会社との違いや、万が一の際の保険の必要性を会員中心に訴え続けていく。

9. 家具修理職人.com から HP 内の『「古い家具」のメーカー確認と修理』に変更

- (1)ユーザーにとって見やすく、分かり易く、相談できるように、HP のトップ画面に配置し、キーワードを今後は『「古い家具」のメーカー確認と修理』とし、効果的運用を図りながら常にアップデートしていく。
- (2)こちらへのアクセス数の調査や定期的なメンテナンスを実施し、ユーザーとの有効なコミュニケーションツールとしての活用方法とご参加企業の利益に貢献できる中身に変えていく。

10. 消費者等対応

過去の古い家具を購入され、本体の故障やパーツ破損等により、使用が困難な相談に際して、丁寧で分かり易い対応を実施するように改善していく。

お客様在住近くの修理対応家具メーカーの紹介や近くのホームセンターでのパーツ購入の仕方等を実施し、ご満足を得るように実施している。

11. 環境・安全関連団体・機関との連携、協力、情報収集

関連する省庁内へ当会の「国産家具」のポスターの掲示依頼をし、国産家具の産業振興に真剣に取り組んでいる団体であることをアピール。

また、4 スター未満のホルムアルデヒドによる室内環境汚染の低減活動においては、経産省のお力添えを得ながら国交省、環境省も絡めて一緒に推進できるように引き続き行動していく。

Ⅲ. 技術・技能振興事業

1. 技能五輪全国大会、技能グランプリへの協力

厚労省などが主催する技能五輪全国大会をはじめ、技能グランプリおよびアビリンピック

（全国障害者技能競技大会）等への協力（競技委員・補佐員の推薦、競技課題の検討、運営委員の派遣等）技能五輪世界大会派遣選手の強化を目的とした職種別分科会への協力

2. 技能検定

検定委員の推薦や検定内容に関する意見提出など、家具に関する技能検定に対する対応
および協力

3. 特注家具研究会の実施

4. その他技能振興に関する活動

IV. 見本市事業

1979年から旧国際家具産業振興会が主催者となり IFFT／東京国際家具見本市を開催し続けてきたが 2024 年度は開催をしなかった。理由は、立ち止まって考える年としたためである。

2025 年の新 IFFT（ジャパンファニチャー）は、来場客数の減少原因や参加企業の期待度が薄くなってきた根本的原因を深く洞察し審議した結果、IFFT 委員会が中心となって新たな展示会を創り出した。

一つは 1 年を通じてのオープンファクトリーである。各産地や主要企業の工場で、生の製造現場を見ていただくことである。もう一つは、秋の東京で開催される複数のデザインイベントの会期に合わせメイン会場をミッドタウンとし、各企業のショールームに訪問いただき商談を勧める内容である。まさに世界中から力のあるバイヤーや著名なデザイナー、またインフルエンサー達がこのジャパンファニチャーショーの革新的で魅力的な日本の家具を高く評価していただき、国内家具産業の普及を世界へ発信できる 2 年目の年としたい。

ただし、新しい展示会のカタチなので、3 年間は実施してみることで理事会決定しているが、こちらの企画が単体事業として黒字化にする必要性がある。

最大の理由は、国際家具産業振興会と日本家具工業連合会が合併する前(2010 年)から、こちらの収益金を基に事務局運営費として使用されていた為である。

V. 調査広報事業

1 ホームページは昨年のジャパンファニチャー開催後改編した。本会活動の紹介・広報面を生活者

に寄り添った内容に変えた。今年も、HP の来訪者分析をしながら、さらにアップデートした内容に改編していく。

2. 官公庁および関連団体・機関などからの本会への広報・周知要請に対する協力を
 をしていただく
3. 家具類の生産、流通、貿易、消費、技術および家具業界・市場に関する情報収集・提供する
4. 家具産業に関する報道に係るメディアへの対応

VI. 国内協力事業

1. 家具産業に関する行政施策への協力
2. 関連業界団体・関係者への協力
3. SDGS の世界的な高まりを受け、当会も SDGS 委員会を設置し、木材を活用した事業者たる
 「安全・安心・環境」を中心テーマに、主体的となってサステイナブルな活動を実施していく

VII. 貿易振興事業

1. 輸出振興事業
 - (1) 海外市場および国産家具の輸出可能性や課題、会員企業の取り組みに関する情報交換・
 収集・検討
 - (2) 海外バイヤーの誘致・受入の検討
 - (3) 海外展示会への参加の検討・情報の収集
 - (4) 国産家具の情報発信・提供
 - (5) 当会単独では解決できない課題に対し、ジェトロに効果的な提案や支援を積極的に
 仰いでいく
 - (6) 輸出促進委員会によるセッション等開催し、当会の委員及び主要各社の海外営業の現場で
 活躍されている方の声を聴き、より輸出拡大できるような意見を取りまとめ、
 それを実践していく
2. 輸入対策事業
 - (1) 海外からの日本市場に関する問い合わせへの対応
 - (2) 内外貿易機関等からの要請への対応
 - (3) その他必要に応じた活動

VIII. 国際交流・協力事業

1. 海外団体等との交流・情報交換
2. 海外家具ミッションの受け入れ
3. その他必要に応じた活動

IX. その他の活動

1. 会員加入促進、団体・企業との交流
2. 委員会活動の活性化
3. 財政基盤の安定化
4. 他のインテリア産業および他分野産業との連携
5. 他団体等開催の催事・行事への後援・協賛
6. 本会事業として必要な活動
7. 木製家具製造業を「特定技能職種」として経産省へ認可申請中である。認可されると、2027年の施行前に「育成就労」の事前準備の可能なものからすすめていく必要性がある。

【改正クリーンウッド法の中身】

クリーンウッド法は、合法伐採木材の流通と利用を促進する法律で、2025年4月に改正されます。この改正により、木材関連事業者に合法性確認の義務が課され、違法伐採の削減を目指します。

クリーンウッド法とは

クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）は、2017年に施行され、合法的に伐採された木材の利用を促進することを目的としています。この法律は、違法伐採を減少させ、持続可能な木材産業の発展を支援するために設けられました。

